ロ　当該徴収に係る児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者、保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

［ハ～ワ　略］

五　［略］

六　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。）次に掲げる情報

イ　当該徴収に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

［ロ～ヲ　略］

七　［略］

八　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。）次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　措置児童、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

［ハ～カ　略］

第十四条　法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

ロ　当該徴収に係る児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

［ハ～ワ　同上］

五　［同上］

六　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。）次に掲げる情報

イ　当該徴収に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

［ロ～ヲ　同上］

七　［同上］

八　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。）次に掲げる情報

イ　［同上］

ロ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

［ハ～カ　同上］

第十四条　法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　当該費用の徴収に係る身体障害者、当該身体障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ニ　［略］

第十六条　法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者（以下この条及び次条において「措置入院者」という。）、当該措置入院者の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

二　［略］

第十八条　法別表第二の二十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　特別障害給付金関係情報

［二・三　略］

［一・二　同上］

三　身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

ハ　当該費用の徴収に係る身体障害者、当該身体障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ニ　［同上］

第十六条　法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者（以下この条及び次条において「措置入院者」という。）、当該措置入院者の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

二　［同上］

第十八条　法別表第二の二十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

イ　［同上］

ロ　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

［二・三　同上］